

一者応札・応募に係る改善方策について

センターでは、「独立行政法人における随意契約の見直しについて」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局総務省行政管理局 事務連絡)に基づき、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて、一般競争入札等の競争性のある契約方式に推進してきたところであるが、一般競争等の入札を実施した結果、1者応札・1者応募となっているものについて、応札者を増やし実質的な競争性を確保する改善策を進めるものである。

1 センターにおける一者応札、応募の要因について

- (1) 特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの
- (2) 過去に契約実績がありノウハウを持った者以外の者が参入をしない傾向が見られるもの
- (3) 既存システムの運用・保守など、開発業者以外の者が参入をしない傾向が見られるもの

2 改善方策

(1) 調達情報の提供

競争参加者が入札等に参加するための公告については、掲示板、ホームページ、官報等により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、文部科学省庁調達情報ホームページにセンターの調達情報をリンクさせて、より広範囲に情報提供の場を確保するとともに、調達に必要な準備期間を確保できるよう、公告等期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するよう努める。

(2) 公告期間の十分な確保

現在、公告等の期間は、企画競争方式も含め会計規則に定める一般競争入札の公告期間である原則10日以上(政府調達協定の対象となるものは原則50日以上)としており、適切な期間を確保しているが、より競争性を確保するためできるだけ長く公告期間を取るよう努める。また、より競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、21年度8月から原則として20日以上の公告等の期間を確保することとする。

(3) 職員への周知徹底

上記の改善方策を実現させるため、調達依頼元となる現場の職員に対し、グループウェアや契約事務説明会等を利用して上記改善方策の周知徹底を図る。